

令和7年第2回定例会 議案関係資料（各部個別説明案件）

資料4

（当初発送議案）

		ページ
1	市長の給与及び退職手当の特例に関する条例の制定について 総務部 【第57号議案関係】	2
2	箕面市職員の育児休業等に関する条例の改正について 総務部 【第59号議案関係】	3
3	箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正について 総務部 【第60号議案関係】	4
4	箕面市税条例の改正について 総務部 【第58号議案関係】	5
5	消防拠点整備事業（継続費）に伴う補正予算について 消防本部 みどりまちづくり部 【第63号議案関係】	6
6	箕面小学校の長寿命化改修事業（継続費）に伴う補正予算について 子ども未来創造局 【第63号議案関係】	7
7	中央生涯学習センターの非常用電源供給設備の設置工事に伴う補正予算について 子ども未来創造局 【第63号議案関係】	9

市長の給与及び退職手当の特例に関する条例の 制定について

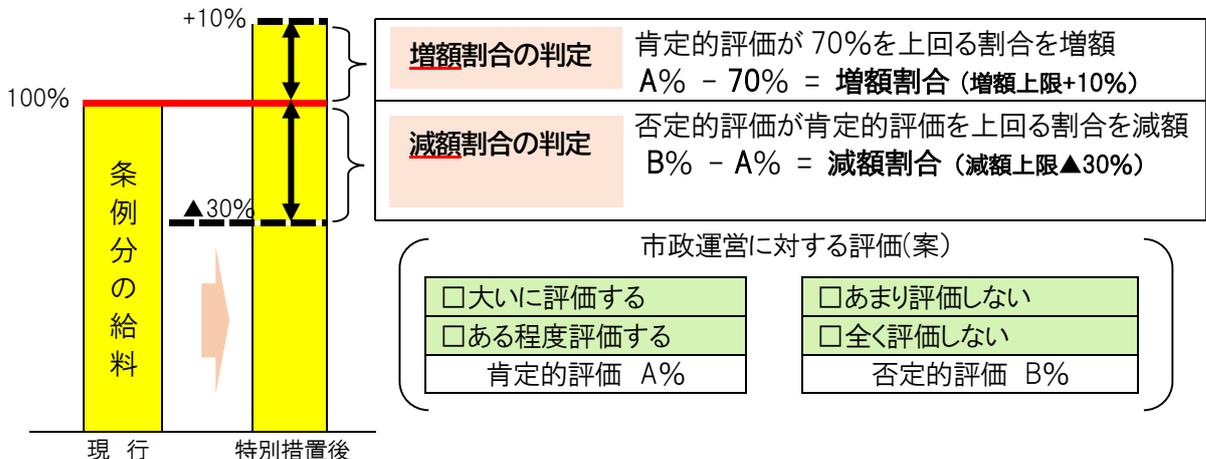
総務部 人事室

箕面市特別職議員報酬等審議会の答申に基づき、現市長の給与に関して、市民からの市政運営に対する評価に応じて給与の額を決定する「市民評価連動型給与制度」を導入するとともに、退職手当を支給しないこととするため、市長の給与及び退職手当の特例に関する条例を制定します。

1 条例の概要

(1) 給与に関する特例

- 市民からの市政運営に対する評価の結果を給与に反映することで、市長の「経営責任」を明確化するとともに、市民の「市政への関心と納得感」を高めることを目的とし、「市民評価連動型給与制度」を導入します。
- 令和8年1月以降の給与について、市民満足度アンケート調査における市政運営に対する評価結果により、給料月額を減額▲30%から増額+10%までの範囲内で決定します。なお、期末手当の算定基礎額には評価結果を反映させません。



(2) 退職手当に関する特例

- 市長の退職手当を支給しないこととします。

2 「市民評価連動型給与制度」の実施スケジュール（予定）

令和7年秋頃：令和7年度市民満足度アンケート調査を実施

令和8年1月以降：市民満足度アンケート調査における評価結果を市長の給与に反映

3 施行日

公布の日

箕面市職員の育児休業等に関する 条例の改正について

総務部 人事室

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正(令和7年10月1日施行)に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、箕面市職員の育児休業等に関する条例を改正します。

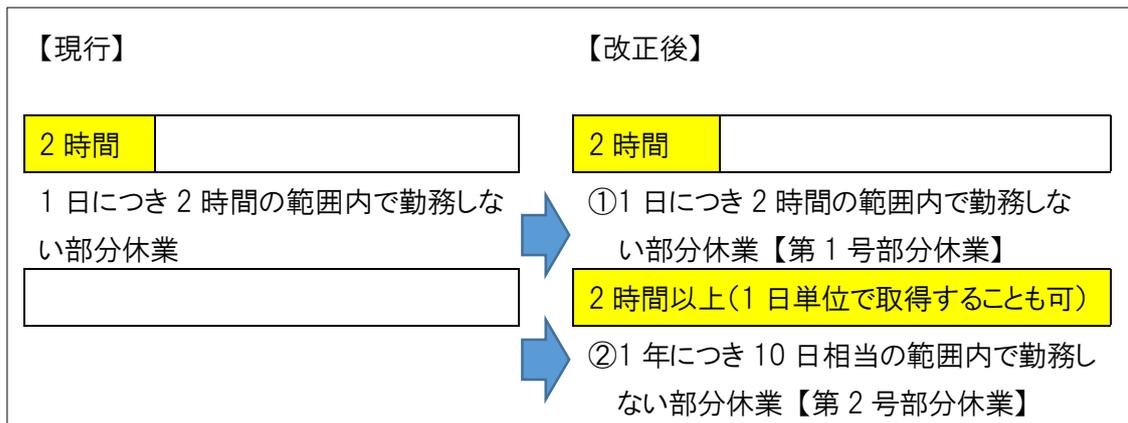
1 条例改正の概要

◆育児部分休業の多様化に係る規定の整備

- ・ 現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」の部分休業(第1号部分休業)に加え、「1年につき規則で定める時間を超えない範囲内」の部分休業(第2号部分休業)を追加します。職員は第1号部分休業または第2号部分休業のいずれかを選択して部分休業が取得可能となります。
- ・ 規則で定める時間については以下のとおりです。

常勤職員 77時間30分(7時間45分×10)

非常勤職員 1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間



※職員は、①②いずれかを選択して取得可

2 施行日

令和7年10月1日

箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の改正について

総務部 人事室

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正（令和7年10月1日施行）されたことに伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現する措置の拡充として、妊娠・出産の申出時や育児期の職員に対して、仕事と育児の両立に関する情報提供や意向確認等の仕組みを整えるため、箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正します。

1 条例改正の概要

◆仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等

妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対する情報提供・意向確認等の措置を講じることを条例に明記し、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるように支援します。

【情報提供・意向確認等の措置内容】

- ①仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供
- ②仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置
- ③上記①②に併せて、当該職員の子の心身の状況又は育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項（始業又は終業の時刻、業務量の調整等）に係る意向確認のための措置
- ④上記③により意向を確認した事項への配慮

2 施行日

令和7年10月1日

箕面市税条例の改正について

総務部 税務室

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人市民税について「特定親族特別控除の創設」など、市税条例のうち該当部分について改正します。

1 条例改正の概要

(1) 特定親族特別控除の創設〔個人市民税〕

納税義務者に大学生年代(年齢19歳以上23歳未満)の扶養親族がいる場合、その扶養親族の所得が58万円(給与収入123万円)を超える場合にも所得に応じて控除を受けられる「特定親族特別控除」を創設します。

【特定扶養控除の所得(給与収入)要件拡充】

現 行	改 正 後
103万円以下	123万円以下

【特定親族特別控除の創設】

給 与 収 入	控 除 額
123万円超～160万円以下	45万円
160万円超～188万円以下	41万円～3万円(収入に応じて逡減)

(2) 長寿命化に資する大規模修繕工事を実施するマンションに係る減額措置について申請手続きの見直し〔固定資産税〕

これまでの区分所有者からの申告書の提出に加え、区分所有者からの申告書の提出がなくてもマンション管理組合の管理者等からの必要書類の提出により、一定の要件(築20年以上経過した10戸以上のマンションで、過去に大規模修繕工事を適切に行っていることなど)に該当すれば減額措置を適用します。また、適用期間を2年間(令和9年3月末まで)延長します。

2 施行日

- (1) 令和8年1月1日
- (2) 公布の日

消防拠点整備事業（継続費）に伴う 補正予算について

消防本部 消防総務室
みどりまちづくり部 道路整備室、建築室

都市計画道路国文都市4号線整備工事において、工法の変更や追加工事が生じ、工期が延長すること等から、現東分署の移転先である(仮称)箕面東A拠点の開署を令和8年4月から最長でも令和9年1月に延期するため、事業期間を令和8年度まで延長します。

1 補正予算概要

【歳出】〈補正前〉令和5年度～令和7年度 総額 3,277,131 千円

〈補正後〉令和5年度～令和8年度 総額 同上

【歳入】市債 3,264,400 千円（「緊急防災・減災事業債」を活用し、交付税措置 70%）

2 事業期間延長の要因

(1) 都市計画道路国文都市4号線の整備工事

① のり面の一部軟弱層に対する補強工法の変更による工期の延長

軟弱層に対する補強工法の検討及び施工のため、工期が約3か月間延長となった。

② 地山状況による掘削期間の拡大と谷部の排水処理への追加対策による工期の延長

想定以上に地山が強固であったことや、谷部への集水が多いため、その対策として仮排水管を追加で設置したことにより、工期が約2か月間延長となった。

(2) (仮称)箕面東A拠点の整備工事

① 道路整備工事の状況を踏まえた工期の延長

近接する消防用地でも軟弱層によるのり面補強工が必要になると想定し、約3か月間の工期延長を見込む。 ※軟弱層の状況により、延長期間の短縮は可能

② 造成工事の完了手続き期間及び建築工事の申請手続き期間の延長

造成工事における「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく完了手続き期間及び建築工事の申請手続き期間として、約1か月間の延長を見込む。

⇒ 上記(1)及び(2)により、計約9か月間の延長を見込みますが、工期短縮に努め、可能な限り早期開署をめざします。



箕面小学校の長寿命化改修事業（継続費）に伴う 補正予算について

子ども未来創造局 学校施設管理室

- ◆ 「箕面市学校施設の長寿命化計画」に基づき、過去の改修履歴を考慮し、老朽化が顕著な築40年以上が経過する学校を対象に長寿命化改修を実施し、より安心安全な学校環境を整備します。
- ◆ 令和6年度より進めている「箕面小学校長寿命化改修設計」のうち、設計完了した「プールの解体工事」及び「防火水槽の設置工事」を今年度を実施します。
- ◆ また、今年度の実施工事と令和8、9年度に実施予定としている長寿命化改修工事に係る工事の監理業務を継続実施します。

1 増額理由

令和8年度の市立市民温水プールの新設及び学校水泳授業民間委託に伴う市内の学校プールの集約化、さらには長寿命化改修工事を円滑に進めるための工事ヤードの確保と運動場の有効活用を図るため、プール解体と防火水槽の設置工事を行います。

また、工事監理業務について、プール解体と防火水槽の設置工事で得た安全配慮のノウハウなどを令和8、9年度実施予定の長寿命化改修工事に活かし、円滑な工程監理を期待できることから、3ヶ年の継続した委託を実施します。

2 補正予算概要

【箕面小学校長寿命化改修事業（継続費）】

○令和6年9月補正

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
【歳出】 設計委託費	13,498	48,375	21,229	-	83,102
【歳入】 長寿命化改修事業債	10,500	36,200	15,900	-	62,600

○令和7年6月補正

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計	
【歳出】	設計委託費	13,498	48,375	21,229	-	83,102
	工事費	-	69,030	設計中		69,030
	現場監理委託費他	-	5,433	25,507	25,507	56,447
	計	13,498	122,838	46,736	25,507	208,579
【歳入】	長寿命化改修事業債	10,500	36,200	15,900	-	62,600
	緊急防災減災事業債	-	37,100	-	-	37,100
	公共施設等適正管理推進事業債	-	33,300	-	-	33,300
	学校教育施設整備基金繰入金	-	12,000	-	-	12,000
	計	10,500	118,600	15,900	-	145,000



3 スケジュール

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
設計委託			→		
長寿命化 改修工事	プール解体 防火水槽設置		→		
	校舎 (予定)		→	→	
		その1			
				→	→
	その2				
工事監理委託			→		

中央生涯学習センターの非常用電源供給設備 の設置工事に伴う補正予算について

子ども未来創造局 生涯学習・市民活動室

- ◆ メイプルホール・中央生涯学習センターの非常用電源供給設備の実施設計が完了しましたので、整備工事を実施します。
- ◆ 工事完了後は、災害時に停電状態になったときでも既設の照明器具や空調設備をそのまま利用できるようになります。
- ◆ 財源は緊急防災・減災事業債(交付税措置率 70%)を活用します。

1 補正予算概要

生涯学習センター管理運営事業(臨時)

- 【歳出】 工事請負費 131,170 千円(非常用電源供給設備設置工事)
委託料 4,469 千円(現場監理委託)
- 【歳入】 設備改修事業債 135,600 千円(緊急防災・減災事業債 交付税措置 70%)

2 整備内容

- ・北小校区の避難所であるメイプルホール・中央生涯学習センターに、停電時においても既設照明器具、空調設備、在宅医療機器、通信機器や受水槽から避難所への水の汲み上げ等に利用できるよう非常用電源供給設備を設置します。
- ・非常用電源供給設備は、軽油で稼働するディーゼル方式とし、メイプルホール東側(一部芦原公園内)に設置します。(タンクユニット 950 リットル)
- ・停電時に電源を供給する室は、中央生涯学習センター3階の諸室(11 室)、メイプルホール小ホール等を予定しています。延床面積は、他の避難所となる各小学校体育館と同程度の約 980 m²を確保します。

3 スケジュール

- 令和7年7月～ 工事予定
令和8年3月 施工終了予定
令和8年4月～ 運用開始予定